

# 国連勧告『所得税法の見直し』の実現、 「所得税法第56条の廃止を求める国への意見書」の提出を求める請願書

愛知県議会議長 殿

2017年 8月 10日

紹介議員 わいの恵子  
下奥奈歩  
愛知県商工団体連絡協議会 印  
団体名 婦人部 愛知県連絡会  
住 所 名古屋市熱田区新尾頭一丁目1番地  
TEL <(052) 679-9999>  
代表者 会長 加藤 三重子  
(自署の場合は印不要)

## 【請願主旨】

日頃より、私たち中小零細業者、県民のためにご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、中小業者は地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その中小零細業者を支えている家族従事者の「働き分」(自家労賃)は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に参入しない」(条文要旨)により、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円です。税法上は、青色申告にすれば、給料を経費にできるという所得税法第57条は、税務署長への届けと記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方で納税者を差別するものです。2014年1月に、すべての中小業者に記帳が義務化されており、同じ労働に対して、申告の仕方で働き分を認めない制度は認められません。

一人ひとりの人権を認めない封建的な『家制度』の名残である所得税法第56条は、早急に廃止すべきとの485の自治体(7月31日現在)が国への意見書を採択しています。また、2016年国連の女性女性差別撤廃委員も「所得税法第56条が家族従業女性の自立を妨げていること」を懸念し「所得税法の見直し」を日本政府に勧告しました。

つきましては、所得税法第56条の廃止を求める意見書を提出することを強く要望します。

## 【請願項目】

1. 所得税法第56条の廃止を求める意見書を国へ提出すること